

報 酬 支 給 額 証 明 書

記入例

組合員証記号番号		組合員氏名		職員番号		掛金の基礎となる標準額 (傷病手当金の受給開始算して、過去1年 月額の平均額)		過去一年の平均額です。例えばH31年 4月から受給する場合は、H30年5月か らH31年4月までの平均額となります。		連絡事項	
公立 三重	99123456	共済 太郎		123456		400,000		円	円		
所属所コード		所属所名									
765432		××小学校									
期 間			自：平成 31 年 4 月 1 日			自：平成 31 年 4 月 16 日			自：平成 31 年 4 月 16 日		
			至：平成 31 年 4 月 15 日			至：平成 31 年 4 月 30 日			至：平成 31 年 4 月 30 日		
上記期間の支給対象日数(十日を除く)			A 1 11 日			A 2 11 日			A 3 11 日		
減給前の本来額を入力してください。			8 割			0 割			0 割		
報酬			支給実績			支給実績			支給実績		
種別	本来の支給額										
給料月額	350,000	円 140,000			円 0			円 0			
給料の調整額	10,000	円 4,000			円 0			円 0			
地域手当：4.5%	17,032	円 6,813			円 0			円 0			
給料の差額	2,500	円 1,000			円 0			円 0			
合 計			B 1 151,813			B 2 0			B 3 0		
報酬 ②			本来の支給額 × 左の手当に対する 期間内の支給割合			本来の支給額 × 左の手当に対する 期間内の支給割合			本来の支給額 × 左の手当に対する 期間内の支給割合		
種別	本来の支給額										
教職調整額	16,000	円 16,000 × 0.8 = 12,800			円 16,000 × 0 = 0			円 × =			
扶養手当		円 × =			円 × =			円 × =			
住居手当	20,000	円 0 × 0 = 0			円 0 × 0 = 0			円 × =			
管理職手当		円 × =			円 × =			円 × =			
合 計			C 1 28,800			C 2 0			C 3 0		

平成 31 年 4 月の勤務しなかった期間について、上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 1 年 5 月 7 日 給与事務担当者(注) 氏名 公立 花子

公立

注. 県立学校及び県教委事務局に所属する方の場合、総務事務センター担当者の証明が必要となりますので、「所属所 ⇒ 総務事務センター ⇒ 共済組合」という流れで手続きを行ってください。

支 給 額 算 定 調 書

報 酬 日 額	報酬①	D 1 (B 1 ÷ A 1)	13,801.18 円	D 2 (B 2 ÷ A 2)	- 円	D 3 (B 3 ÷ A 3)	- 円
	報酬②	E 1 (C 1 ÷ 2 2)	1,309.09 円	E 2 (C 2 ÷ 2 2)	- 円	E 3 (C 3 ÷ 2 2)	- 円
	計	F 1 (D 1 + E 1)	15,110.00 円	F 2 (D 2 + E 2)	- 円	F 3 (D 3 + E 3)	- 円

年金額	
年金日額	
①>年金日額となる日	年金控除額
	0
	0
	0

報酬②	
C 1	28,800
C 2	0
C 3	0

(1) 休業給付金の日額の算定

標準報酬月額 (400,000) × 1/22 = (18,180) 円 (10円未満四捨五入)

標準報酬日額 (18,180) × 2/3 = (12,120) 円 (1円未満四捨五入) …①

(2) 報酬日額

(F 1 15,110 円) …②
 (F 2 0 円) …②’
 (F 3 0 円) …②”

(3) 支給対象日数

①>②となる日 (0) 日…③
 ①>②’となる日 (11) 日…③’
 ①>②”となる日 (0) 日…③”
 計 (11) 日…④

(4) 控除額

②×③ = 0 円
 ②×③’ = 0 円
 ②×③” = 0 円
 計 0 円

(5) 支給額の決定

給付日額① (12,120 円) × 支給対象日数④ (11 日) - 控除額⑤ (0 円) = 給付決定額 (133,320 円)

この額が対象月の請求額となります。

※ 本来の控除額

年金控除額と(4)控除額のうち、いずれか高い額

0 円
0 円
0 円
計 0 円…⑤

この用紙は月の途中で給与額に変動があった場合に提出してください。月の初日から末日まで無給であった場合は提出の必要はありません。(この記入例では8割休職だった方が4月16日から無給休職になったと仮定して作成しています。)